

市内業者優先契約に係る入札参加資格等取扱基準

(目的)

第1 この取扱基準は、鎌倉市が行う物品購入の入札等において、一定数の入札参加資格者があり、競争性があるものについて、市内に本店がある業者(以下「市内業者」という。)の受注機会の拡大を図ることに關し必要な事項を定め、もって市内業者の健全な発展を支援することを目的とする。

(市内業者を優先する契約)

第2 市内業者を優先する契約は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 契約予定額が 80 万円を超える物品購入契約であり、かつ、入札の対象となる案件で、市内において一定数以上の入札参加資格者があり、競争性が確保されるもの。
- (2) 契約予定額が 10 万円を超え、80 万円以下の物品購入契約で、当該物品を取り扱う市内業者が 2 者以上あるもの。

(入札参加可能業者の基準数)

第3 第2(1)に規定する物品購入契約の締結に当たり実施する入札に参加が可能な業者の基準数は、当該契約の額に応じて、別表に掲げる区分によるものとする。ただし、市長は特に必要があると認めるときは、入札に参加する業者の数を減ずることができるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 21 年 1 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規準は、施行日以後に締結された契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

別表(第3)

予定額	基準業者数
80 万円を超え 200 万円未満	3 者以上
200 万円以上 500 万円未満	4 者以上
500 万円以上 1,000 万円未満	5 者以上
1,000 万円以上	6 者以上